

奈勞発基0409第1号の2  
令和6年4月9日

建設業労働災害防止協会 奈良県支部長 殿

奈良労働局長  
(公印省略)

有機溶剤中毒予防規則等の一部を改正する省令等の施行について

労働安全衛生行政の運営につきましては日頃より格別のご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、有機溶剤中毒予防規則等の一部を改正する省令（令和6年厚生労働省令第44号。以下「改正省令」という。）及び個人ばく露測定講習規程（令和6年厚生労働省告示第93号。以下「告示」という。）については、令和6年3月18日に公布され、令和8年10月1日から施行（一部については、令和6年7月1日から施行）するとされたところです。その改正の趣旨、内容等は下記のとおりですので、傘下の団体、会員事業等の関係者に対する周知方ご協力をお願いします。

## 記

### 1 改正の趣旨

令和6年4月1日から施行される、労働安全衛生規則等の一部を改正する省令（令和4年厚生労働省令第91号）による改正後の有機溶剤中毒予防規則（昭和47年労働省令第36号。以下「有機則」という。）第28条の3の2第4項第1号等において、事業者に対し、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号。以下「安衛法」という。）第65条第1項に規定する作業環境測定の結果により第三管理区分に区分された場所について、作業環境管理専門家の意見を聴き、環境の改善が困難と判断された場合等は、個人サンプリング測定等により有機溶剤等の濃度の測定を行い、その結果に応じて、労働者に有効な呼吸

用保護具を使用させることを義務付けている。

また、事業者は、特定化学物質障害予防規則（昭和47年労働省令第39号。以下「特化則」という。）第38条の21第2項及び第4項により、金属アーク溶接等作業を継続して行う屋内作業場において、新たな金属アーク溶接等作業の方法を採用しようとするとき等は、労働者の身体に装着する試料採取機器等を用いて空気中の溶接ヒュームの濃度の測定（以下「溶接ヒューム測定」という。）を行い、同条第7項により、その結果に応じて、労働者に有効な呼吸用保護具を使用させることが義務付けられている。

個人サンプリング測定等及び溶接ヒューム測定は、いずれも労働者に有効な呼吸用保護具を使用させるために、労働者がばく露する有機溶剤等の濃度を評価するためのものであるが、当該測定を行う者の要件が法令上定められておらず、その測定精度が担保される仕組みとなっていないところである。

このため、個人サンプリング測定等及び溶接ヒューム測定について、その測定精度を担保するため、有機則、鉛中毒予防規則（昭和47年労働省令第37号。以下「鉛則」という。）、特化則、粉じん障害防止規則（昭和54年労働省令第18号。以下「粉じん則」という。）（以下有機則、鉛則、特化則及び粉じん則を「有機則等」と総称する。）及び労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令（昭和47年労働省令第44号。以下「登録省令」という。）等を改正し、当該測定を行う者の要件を定める等の所要の改正を行うとともに、新たな告示により、当該要件の中で、修了が必要な講習の講習科目の範囲及び時間等を定めたものである。

## 2 改正省令の概要

### (1) 有機則等の一部改正

事業者は、個人サンプリング測定等又は溶接ヒューム測定を行う際には、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める者に行わせなければならないこと。

#### ア デザイン及びサンプリング

作業環境測定法（昭和50年法律第28号。以下「作環法」という。）第2条第4号に規定する作業環境測定士であって、都道府県労働局長の登録を受けた者が行うデザイン及びサンプリングに関する講習を修了したもの又はそれと同等以上の能力を有する者（以下「デザイン等資格者」という。）

イ サンプルング（デザイン等資格者がサンプルングごとに指定する方法により行うものに限る。）

前号の者又は都道府県労働局長の登録を受けた者が行うサンプルングに関する講習を修了した者（以下「サンプルング資格者」という。）

ウ 分析

個人サンプルング測定等又は溶接ヒューム測定により測定しようとする化学物質に応じた試料採取及び分析に必要な機器及び設備を保有する者であって、次のいずれかに該当するもの

- ① 作環法第2条第5号に規定する第一種作業環境測定士
- ② 作環法第2条第7号に規定する作業環境測定機関（当該機関に所属する第一種作業環境測定士が分析を行う場合に限る。）
- ③ 職業能力開発促進法施行規則（昭和44年労働省令第24号）別表第11の3の3に掲げる検定職種のうち、化学分析に係る1級の技能検定に合格した者（当該者が所属する事業場で採取された試料の分析に限る。）

（2）登録省令等の一部改正

都道府県労働局長の登録を受けて、個人サンプルング測定等又は溶接ヒューム測定を行う者の要件の中で修了が必要な講習を行う登録個人ばく露測定講習機関に関して、登録、登録基準、実施義務、業務規程、適合命令、改善命令及び登録の取消し等必要な規定の整備を行ったこと。

以上